

# 高知リハビリテーション専門職大学学則（案）

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

#### 第2節 組織

#### 第3節 教職員組織

#### 第4節 会議及び委員会

#### 第5節 学年、学期及び休業日

### 第2章 学部通則

#### 第1節 修業年限及び在学年限

#### 第2節 入学

#### 第3節 教育課程、単位及び履修方法等

#### 第4節 休学、転学、転専攻、留学、退学、除籍及び再入学

#### 第5節 卒業及び学士の学位

#### 第6節 賞罰

#### 第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

#### 第8節 入学検定料及び学納金

#### 第9節 公開講座及び各種講習会

### 第3章 補則

### 附則

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

（目 的）

第 1 条 高知リハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理観と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献することを目的とする。

（自己点検及び評価等）

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

3 自己点検及び評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他多様な媒体を用いた周知に努め、積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第 4 条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

## 第2節 組織

(学 部)

第 5 条 本学に、リハビリテーション学部を置く。

2 リハビリテーション学部は、高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する。

3 学部に置く学科に属する専攻の種類及び入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	70名	280名
		作業療法学専攻	40名	160名
		言語聴覚学専攻	40名	160名
	合計	—	150名	600名

(図書館)

第 6 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(センター)

第 7 条 本学に、教育研究に関するセンターを置くことができる。

2 センターに関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 8 条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は別に定める。

## 第3節 教職員組織

(教職員)

第 9 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。

4 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第10条 学部に学部長、学科に学科長を置く。

- 2 学科の各専攻に、専攻長を置く。
- 3 学部に副学部長、学科に副学科長を置くことができる。
- 4 図書館に、図書館長を置く。
- 5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 会議及び委員会

(運営会議)

第11条 本学の運営管理に関する重要事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第13条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

- 3 学長は、必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学校法人創立記念日 1月23日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

- 2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業及び実習を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 修業年限は、4年とする。ただし編入学した学生については、教授会の議を経て、学長が定める。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし編入学した学生については、教授会の議を経て、学長が定める。

### 第2節 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 本学への編入学を志願する者があるときには、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

### 第3節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第24条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目と選択科目と自由科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第25条 授業科目は、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第26条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (3) (1)の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (4) 単位数は専攻ごとに別に定める

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第29条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第30条 授業科目の試験の成績は、S(100点から90点)、A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(59点以下)の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(授業日数)

第31条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修方法)

第32条 学生は、本学に4年以上在学し、各専攻所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規程により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により、大学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### 第4節 休学、転学、転専攻、留学、退学、除籍及び再入学

##### (休学)

第36条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

##### (休学期間)

第37条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第17条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

##### (転学)

第38条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

##### (転専攻)

第39条 本学内において、他の専攻への転専攻を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ学長が転専攻を許可することがある。

2 転専攻の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取り扱いは、教授会の議を経て学長が決定する。

##### (留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教授会の議を経て学長の許可を得、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第16条に定める修業年限に含めることができる。

3 留学に関する事項は別に定める。

##### (退学)

第41条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

##### (除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第17条に定める在学年限を超えた者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 第37条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

##### (再入学)

第43条 次の各号の一に該当する者で再入学を志願する者は、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 第41条の規定により退学した者
  - (2) 第42条第(1)号及び第(4)号の規定により除籍された者
- 2 前項により入学を許可された者の、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、教授会の議を経て決定する。

#### 第5節 卒業及び学士の学位

##### (卒業)

第44条 本学に4年以上在学し、第26条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

##### (学位の授与)

第45条 学長は、前条により卒業を認定された者に対し、以下の学位を授与する。

学部	学科	学位(専攻分野)
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学士(専門職)
		作業療法学士(専門職)
		言語聴覚学士(専門職)

#### 第6節 賞罰

##### (表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

##### (懲戒)

第47条 本学の諸規定に違背し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由なくして出席が常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

#### 第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

##### (聴講生)

第48条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生については別に定める。



(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生については別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については別に定める。

## 第8節 入学検定料及び学納金

(入学検定料及び学納金)

第51条 入学検定料及び学納金については別表2のとおりとする。

2 学納金等は、期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(休学者・復学者の授業料等)

第52条 休学が一学期間全てにわたるときのその学期の授業料、実験実習費、図書費及び拡充費は、免除する。ただし、休学在籍料として50,000円を指定期日までに納入しなければならない。

2 学期の途中から復学するときは、その学期に係る既に納入している休学在籍料を差し引いた授業料、実験実習費、図書費及び拡充費を納入しなければならない。

(転学者及び退学者の授業料等)

第53条 学期の途中で転学、退学又は、除籍された者は、その期の授業料、実験実習費、図書費及び拡充費は、納入しなければならない。

(停学者の授業料等)

第54条 停学に処せられた者は、停学中であっても授業料、実験実習費、図書費及び拡充費は、納入しなければならない。

(聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学納金)

第55条 聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学納金については別に定める。

(納付した授業料等)

第56条 納付した入学検定料及び学納金は、原則として返還しない。

## 第9節 公開講座及び各種講習会

(公開講座及び各種講習会)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

### 第3章 補 則

(雑 則)

第58条 この学則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第59条 この学則の改廃は、運営会議及び理事会の議を経て理事長が決定する。

### 附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

学則 別表 1

履修方法および卒業要件（第26条および第44条関係） リハビリテーション学科 理学療法専攻

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
基礎科目	人間の探究	心理学	2		必修11単位+選択6単位以上  必修2単位 + 選択1単位以上
		教育学		2	
		生命倫理		2	
	社会の探究	コミュニケーション論	2		
		社会学		2	
		リーダーシップ論	1		
	地域の探究	国際関係論		2	
		地域課題研究Ⅰ	1		
	自然の探究	地域課題研究Ⅱ	1		
		生物学		2	
		数学		1	
		物理学		1	
		統計学		2	
		情報処理演習Ⅰ	1		
	健康の探究	情報処理演習Ⅱ	1		
		健康科学	1		
	外国語の探究	健康とスポーツ	1		
		英語Ⅰ	2		
英語Ⅱ			1		
英会話			1		
職業専門科目	専門支持科目	中国語		1	
		基礎医学	医学英語	1	
			解剖学Ⅰ（総論・神経系）	1	
			解剖学Ⅱ（内臓・脈管系）	1	
			解剖学Ⅲ（骨格系）		1
			解剖学Ⅳ（筋系）		1
			生理学Ⅰ（動物性機能）	1	
			生理学Ⅱ（植物性機能）	1	
			運動生理学		1
			運動生理学実習		1
			基礎運動学		2
			運動機能学実習		1
			理学療法運動学演習		1
			作業療法運動学演習		1
	人間発達学			1	
	臨床医学	医学概論		1	
		病理学	1		
		内科学	2		
整形外科学			2		
臨床神経学		2			
精神医学		2			
小児科学	1				

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
職業専門科目	専門支持科目	臨床医学	リハビリテーション医学	1		選択 必修 4 1 1 単 位 以上 +
			臨床心理学	2		
			耳鼻咽喉科学		2	
			形成外科学		1	
			臨床歯科医学		1	
			画像診断学		1	
			臨床栄養学		1	
			臨床薬理学		1	
		救急管理実習		1		
		福祉の 保健医療 理念	リハビリテーション概論	1		必修 6 単 位
			社会福祉概論	2		
			地域包括ケア論	2		
			チーム連携論	1		
		専門基幹科目 (理学療法学専攻)	基礎理学 療法学	理学療法概論	1	
	理学療法概論演習			1		
	理学療法セミナーⅠ (PBL)			1		
	理学療法セミナーⅡ (PBL)			1		
	臨床運動学			1		
	理学療法管理学		1		必修 6 単 位	
	理学療法 評価学		理学療法評価学	1		
			理学療法測定実習Ⅰ	1		
			理学療法測定実習Ⅱ	1		
			理学療法検査実習Ⅰ	1		
			理学療法検査実習Ⅱ	1		
	電気診断学		1		必修 1 8 単 位 + 選 択 2 単 位 以上	
	理学療法治療学		運動療法学	2		
			運動療法学実習	1		
			物理療法学	2		
		物理療法学実習	1			
		理学療法日常生活活動学	2			
		理学療法日常生活活動学実習	1			
		内部障害理学療法実習	2			
		中枢神経障害理学療法実習	1			
脊髄障害理学療法実習		1				
運動器障害理学療法実習		1				
発達障害理学療法実習		1				
老年期障害理学療法実習		1				
義肢装具学演習		1				
理学療法技術実習Ⅰ (運動関節学的手技)			1	選択 1 単 位		
理学療法技術実習Ⅱ (神経筋促通手技)			1			
理学療法技術実習Ⅲ (生体観察手技)			1			
理学療法治療学実習Ⅰ (脳障害)			1	選択 1 単 位		
理学療法治療学実習Ⅱ (ICU)		1				
理学療法治療学実習Ⅲ (スポーツ障害)		1				
理学療法治療学実習Ⅳ (障害者スポーツ)		1				
臨床理学療法技法演習 (PBL)	1		選択 1 単 位			

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
職業専門科目 (理学療法専攻) 専門基幹科目	地域理学療法学	地域理学療法学	2		必修6単位	
		地域理学療法学演習	1			
		生活環境支援理学療法実習	1			
		機能代償支援理学療法実習	1			
		ヘルスプロモーション演習	1			
	臨床実習法	理学療法臨床実習Ⅰ	1		23必修単位	
		理学療法臨床実習Ⅱ	4			
		理学療法臨床実習Ⅲ	18			
	展開科目	理学療法展開科目群	生涯スポーツ論	2		必修20単位
			スポーツ心理学	2		
学校保健論			1			
産業保健論			1			
企業論			2			
データ分析論			2			
経営組織論			2			
マーケティング論			2			
会計学総論			2			
経営管理論			2			
起業論			2			
総合科目	応用理学療法学	理学療法地域支援実習	1		必修3単位+ 選択1単位以上	
		応用理学療法学演習	2			
		理学療法総合演習Ⅰ		1		
		理学療法総合演習Ⅱ		1		
		理学療法総合演習Ⅲ		1		
卒業要件単位数					140	

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

リハビリテーション学科 作業療法学専攻

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
基礎科目	人間の探求	心理学	2		必修11単位＋選択6単位以上
		教育学		2	
		生命倫理		2	
	社会の探求	コミュニケーション論	2		
		社会学		2	
		リーダーシップ論	1		
		国際関係論		2	
	地域の探求	地域課題研究Ⅰ	1		
		地域課題研究Ⅱ	1		
	自然の探求	生物学		2	
		数学		1	
		物理学		1	
		統計学		2	
		情報処理演習Ⅰ	1		
		情報処理演習Ⅱ	1		
	健康の探求	健康科学	1		
		健康とスポーツ	1		
	外国語の探求	英語Ⅰ	2		+必修2単位 +選択1単位 以上
		英語Ⅱ		1	
		英会話		1	
中国語			1		
職業専門科目	専門支持科目	医学英語	1		必修5単位＋選択9単位以上
		解剖学Ⅰ（総論・神経系）	1		
		解剖学Ⅱ（内蔵・脈管系）	1		
		解剖学Ⅲ（骨格系）		1	
		解剖学Ⅳ（筋系）		1	
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		
		運動生理学		1	
		運動生理学実習		1	
		基礎運動学		2	
		運動機能学実習		1	
		理学療法運動学演習		1	
		作業療法運動学演習		1	
		人間発達学		1	
	臨床医学	医学概論		1	+必修11単位 +選択4単位 以上
		病理学	1		
		内科学	2		
		整形外科		2	
		臨床神経学	2		
		精神医学	2		
小児科学	1				

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
職業専門科目	専門支持科目	臨床医学	リハビリテーション医学	1		+ 必修 11単位 以上 4単位
			臨床心理学	2		
			耳鼻咽喉科学		2	
			形成外科学		1	
			臨床歯科医学		1	
			画像診断学		1	
			臨床栄養学		1	
			臨床薬理学		1	
			救急管理実習		1	
		保健医療 福祉の 理念	リハビリテーション概論	1		必修 6単位
			社会福祉概論	2		
			地域包括ケア論	2		
			チーム連携論	1		
		専門基幹科目 (作業療法学専攻)	基礎作業 療法学	作業療法概論	1	
	生活活動と障害			1		
	基礎作業学実習			1		
	応用作業学実習			1		
	作業療法セミナー			1		
	作業療法管理学			1		
	作業療法 評価学		基礎作業療法評価学	2		必修 5単位
			作業療法評価実習Ⅰ (身体系)	1		
			作業療法評価実習Ⅱ (精神・認知系)	1		
			作業療法評価実習Ⅲ (発達系)	1		
	作業療法治療学		作業分析学	1		必修 20単位
			作業分析演習	1		
			基礎作業治療学Ⅰ (身体系)	2		
			基礎作業治療学Ⅱ (精神・認知系)	2		
			作業療法日常生活活動学	1		
		日常生活支援作業療法実習	1			
		義肢・装具作業療法実習	1			
		身体障害作業療法実習Ⅰ (中枢神経系)	1			
		身体障害作業療法実習Ⅱ (脊髄・運動器系)	1			
		身体障害作業療法実習Ⅲ (内部系)	1			
精神障害作業療法実習Ⅰ		1				
精神障害作業療法実習Ⅱ		1				
老年期障害作業療法実習Ⅰ		1				
老年期障害作業療法実習Ⅱ		1				
発達障害作業療法実習	1					
高次脳機能障害作業療法実習	1					
臨床作業療法技法実習Ⅰ (PBL)	1					
臨床作業療法技法実習Ⅱ (PBL)	1					

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
職業専門科目 (専門基幹科目 作業療法学専攻)	地域作業療法学	地域作業療法学	2		選択1単位以上 必修6単位+
		地域作業療法学演習	1		
		生活環境支援作業療法実習	1		
		機能代償支援作業療法実習	1		
		就労支援作業療法演習	1		
		生活活動マネジメント		1	
		地域支援Ⅰ(余暇活動)		1	
	地域支援Ⅱ(認知症)		1		
	臨床実習法	作業療法臨床実習Ⅰ	2		2 4 単位 必修
		作業療法臨床実習Ⅱ	6		
作業療法臨床実習Ⅲ		16			
展開科目	作業療法展開科目群	土佐地域資源論	2		必修20単位
		社会的企業論	2		
		福祉工学基礎論	2		
		地域福祉論	2		
		精神障害福祉論	2		
		障害者福祉論	2		
		地域防災論	2		
		更生保護制度論	2		
		特別支援教育論	2		
		対人援助技術論	2		
総合科目	応用作業療法学	作業療法地域支援実習	1		選択1単位以上 必修3単位+
		応用作業療法学演習	2		
		作業療法総合演習Ⅰ		1	
		作業療法総合演習Ⅱ		1	
		作業療法総合演習Ⅲ		1	
卒業要件単位数					141

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。



科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
基礎科目	人間の探求	心理学	2		必修11単位+選択必修2単位(統計学) +選択4単位以上
		教育学		2	
		生命倫理		2	
	社会の探求	コミュニケーション論	2		
		社会学		2	
		リーダーシップ論	1		
	地域の探求	地域課題研究Ⅰ	1		
		地域課題研究Ⅱ	1		
	自然の探求	生物学		2	
		数学		1	
		物理学		1	
		統計学		2	
		情報処理演習Ⅰ	1		
		情報処理演習Ⅱ	1		
	健康の探求	健康科学	1		
		健康とスポーツ	1		
	外国語の探求	英語Ⅰ	2		必修2単位+ 選択1単位+ 以上
		英語Ⅱ		1	
		英会話		1	
		中国語		1	
職業専門科目	専門支持科目 基礎医学	医学英語	1		必修5単位
		解剖学Ⅰ(総論・神経系)	1		
		解剖学Ⅱ(内臓・脈管系)	1		
		解剖学Ⅲ(骨格系)		1	
		解剖学Ⅳ(筋系)		1	
		生理学Ⅰ(動物性機能)	1		
		生理学Ⅱ(植物性機能)	1		
		運動生理学		1	
		運動生理学実習		1	
		基礎運動学		2	
		運動機能学実習		1	
		理学療法運動学演習		1	
		作業療法運動学演習		1	
		人間発達学		1	
		臨床医学	医学概論		
	病理学		1		
	内科学		2		
	整形外科			2	
	臨床神経学		2		
	精神医学		2		
小児科学	1				

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
職業専門科目	専門支持科目	臨床医学	リハビリテーション医学	1		咽5 必修1 喉科位1 床科学(1 歯学・医 科・形成 外科論+ 以上科学 ・耳鼻 科) 選択 必修
			臨床心理学	2		
			耳鼻咽喉科学		2	
			形成外科学		1	
			臨床歯科医学		1	
			画像診断学		1	
			臨床栄養学		1	
			臨床薬理学		1	
			救急管理実習		1	
		保健医療 福祉の理念	リハビリテーション概論	1		
	社会福祉概論		2			
	地域包括ケア論		2			
	チーム連携論		1			
	専門基幹科目（言語聴覚学専攻）	基礎言語聴覚学	言語聴覚障害学総論Ⅰ	2		必修 3 5 単位
			言語聴覚障害学総論Ⅱ	2		
			失語症学	2		
			聴覚系医学	2		
			音声・言語系医学	2		
			発達心理学	1		
			言語学	2		
			音声学	2		
			音響学（聴覚心理学を含む）	2		
			聴覚障害学	2		
			音声障害学実習	1		
			学習・認知心理学	1		
			言語発達学	1		
			高次脳機能障害学	1		
			言語発達障害学	1		
			重複障害学	1		
			学習障害・広汎性発達障害学	1		
			機能性構音障害学実習	1		
			器質性構音障害学実習	1		
			運動障害性構音障害学実習	1		
吃音学			1			
嚥下障害学実習			1			
補聴器・人工内耳学			2			
言語聴覚療法セミナーⅠ	1					
言語聴覚療法セミナーⅡ	1					

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
職業専門科目	専門基幹科目（言語聴覚学専攻）	言語聴覚療法評価学	言語発達障害検査実習	1		必修10単位
			言語発達障害評価実習	1		
			聴覚検査学	2		
			聴覚障害検査実習	1		
			失語・高次脳機能障害検査実習	1		
			失語・高次脳機能障害評価実習	1		
			発声発語・嚥下障害検査実習	1		
			発声発語・嚥下障害評価実習	1		
			心理測定法実習	1		
	治療学	言語聴覚療法	言語聴覚療法技術実習Ⅰ（言語発達障害）	1		必修4単位
			言語聴覚療法技術実習Ⅱ（高次脳機能障害）	1		
			言語聴覚療法技術実習Ⅲ（失語）	1		
			言語聴覚療法技術実習Ⅳ（発声発語・嚥下障害）	1		
療法実習	言語聴覚療法臨床	言語聴覚療法臨床実習Ⅰ	1		単2必修 0単位	
		言語聴覚療法臨床実習Ⅱ	3			
		言語聴覚療法臨床実習Ⅲ	16			
展開科目	言語聴覚療法展開科目群	地域福祉活動論	1		必修20単位	
		マンガ概論	2			
		マンガ基礎実習	1			
		活字デザイン論	2			
		視覚デザイン概論	2			
		カラーコミュニケーション概論	2			
		視覚伝達デザイン論	2			
		情報メディア学入門	2			
		広告論	2			
		企業広報活動論	2			
		広告デザイン論	2			
総合科目	応用言語聴覚学	言語聴覚療法地域支援実習	1		必修3単位+ 選択1単位以上	
		応用言語聴覚学演習	2			
		言語聴覚療法総合演習Ⅰ		1		
		言語聴覚療法総合演習Ⅱ		1		
		言語聴覚療法総合演習Ⅲ		1		
卒業要件単位数					140	

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

入学検定料及び学納金（第 5 1 条関係）

	種別	額
学納金	入学金（入学時のみ）	290,000
	授業料	590,000
	実験実習費	330,000
	図書費	30,000
	拡充費	310,000
	入学検定料	30,000

1. 入学を許可された者は、入学金を指定期日までに納入しなければならない。
2. 授業料、実験実習費、図書費及び拡充費は、2 期に分け、前期は 4 月、後期は 10 月に納入しなければならない。ただし、新入生に限り前期分は入学金と同時に納入しなければならない。

## 教授会規程（案）

### （目 的）

第1条 この規程は、学則第12条第2項の規定に基づき、教授会の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （組 織）

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 教授会には、その他の者を加えることができる。

### （審議事項）

第3条 教授会は、次の事項について審議し、学長が決定するに当たり、意見を述べるものとする。

- a. 教育課程一般に関する事項
- b. 学位の授与に関する事項
- c. 学生の入学、進級、退学、休学、復学、転学等に関する事項
- d. 学生の褒章及び懲戒に関する事項
- e. 教育研究並びに、学生の補導・厚生に関する事項
- f. その他、学長が必要と認めた事項

### （招 集）

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

### （会 議）

第5条 教授会は定例又は臨時とする。

- 2 定例は、原則として毎月1回開催し、臨時は議長が必要と認めたときに開催する。
- 3 教授会は、その構成員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、教授会構成員以外を会議に出席させることができ、その意見を聴くことができる。
- 6 議長は、教授会の議事録を速やかに学長に提出するとともに、構成員の閲覧に供しなければならない。

### （事 務）

第6条 教授会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

### （改 廃）

第7条 この規程の改廃は、運営会議及び理事会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。